

諸証明等交付申請書(税務関係)

神川町長 様

※申請には本人確認が必要です。
裏面の注意事項をよくお読みください。

年 月 日				
① 申請者 (窓口へ来た方)	住所			
	フリガナ氏名	印	電話番号	
② 誰の証明が必要ですか (納税義務者・資産所有者等)	住所			
	フリガナ氏名	印	電話番号	
①の人と②の人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居親族 <input type="checkbox"/> その他()			

申請する証明書等の欄に必要な通数を記入してください。

所得証明書	通	評価証明書	通
所得課税証明書	通	<input type="checkbox"/> 登記用証明書等の非課税土地の近傍価格表示	
課税証明書	通	公課証明書	通
非課税証明書	通	無資産証明書	通
児童手当用所得証明書	通	名寄帳の写し	通
納税証明書(税目:)	通	閲覧(名寄帳)	冊
完納証明書(町税に滞納がない証明書)	通	地籍図の写し(<input type="checkbox"/> A3版 <input type="checkbox"/> A1版)	通
滞納処分を受けたことのない証明書	通	その他の証明()	通
営業証明書	通	軽自動車税納税証明書	
所在証明書	通	用途	<input type="checkbox"/> 継続検査 <input type="checkbox"/> 継続検査以外
開業(廃業)証明書	通	標識番号	熊谷

証明等の使用目的

土地・家屋の表示方法 (固定資産関連の申請時に記入してください。)

証明等が必要な資産	<input type="checkbox"/> 全資産 <input type="checkbox"/> 全土地 <input type="checkbox"/> 全家屋 <input type="checkbox"/> 共有資産 <input type="checkbox"/> 指定(以下に記入)			
神川町大字	番地	(土地・家屋)	神川町大字	番地 (土地・家屋)
神川町大字	番地	(土地・家屋)	神川町大字	番地 (土地・家屋)
神川町大字	番地	(土地・家屋)	神川町大字	番地 (土地・家屋)

町 使用 欄	本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他()	受付者	
	権限確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()	発行番号	
			手数料	円

各種証明等の申請における注意事項

	証明等の種類	交付対象者
所得	所得証明書	本人・同居親族・委任状等持参者
	所得課税証明書	同上
	課税(非課税)証明書	同上
	児童手当用所得証明書	同上
納税	納税証明書	本人・同居親族・委任状等持参者
	完納証明書(町税に滞納がない証明書)	同上
	滞納処分をうけたことのない証明書	同上
	軽自納税証明書(継続検査用は無料)	同上 及び車検等の受託業者
法人	営業証明書	代表者(又は従業員)・委任状等持参者
	所在証明書	同上
	開業(廃業)証明書	同上
固定資産	評価証明書(土地・家屋)	本人(又は相続人・管理人)・委任状等持参者
	公課証明書	同上
	無資産証明書	本人・委任状等持参者
	名寄帳の写し	本人(又は相続人・管理人)・借受人・委任状等持参者
	名寄帳の閲覧	同上
	地籍図の写し	
	評価額通知書(無料・申請書は不要です。)	法務局からの依頼書持参者
	住宅用家屋証明書(専用の申請書があります。)	本人(又は相続人・管理人)・委任状等持参者
新築住宅証明書(専用の申請書があります。)	同上	

- ※窓口に来た方は、免許証等ご本人であることを確認できる書類の提示をお願いします。
- ※親・兄弟・子などの親族であっても、世帯が別となっている場合は委任状が必要です。
- ※本人(納税義務者)が死亡している場合は、相続関係が確認できる書類の提示をお願いします。
- ※法人名義の証明の場合は、社印(又は代表者印)を押印した申請書(又は委任状)が必要です。

委任状

年 月 日

神川町長様

住所 _____
 氏名 _____ 印
 生年月日 _____ 年 月 日

私は、次のことについて、下記の者を代理人に選任し、その権限を委任いたします。

*私にかかる()を()通受領すること。

住所 _____
 《代理人》氏名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日